

## 『900㎡以上の土地の形質変更時の手続きについて』

改正土壤汚染対策法が平成31年4月1日から施行されたことにより、平成31年5月1日以降に有害物質使用特定事業場の敷地<sup>\*</sup>において、900㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、工事に着手する日の30日前までに、法に基づき届出を行うことが義務付けられました。

※法第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務を一時的に免除された土地は除きます。

### 1 届出が必要な行為

土地の形質変更（土地の形状を変更する行為全般：盛土、切土、掘削、整地及び基礎を含む解体工事等）の面積の合計が900㎡以上となる行為

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出不要です。

- (1) 盛土のみを行う場合（一部でも掘削を伴う場合は、盛土部分も含めて届出の対象となります。）
- (2) 形質変更の深さ（掘削等の深さ）が最大50cm未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- (3) 農業を営むために通常行われる行為（区画整備、側溝整備等の土木工事は届出が必要です。）
- (4) 林業の用に供する作業路線の整備
- (5) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

### 2 届出を行う者

当該工事の施工に関する計画の内容を決定するものが届出者となります。

例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が届出者となります。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が届出者となります。

### 3 届出に必要な書類

- (1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（土壤汚染対策法 施行規則 様式第6）
- (2) 土地の形質の変更をしようとする筆の一覧表  
※形質変更範囲が地番の一部である場合は、その地番の一部であることを明記してください。また、形質変更範囲に無地番が含まれる場合は、『無地番（道、水）』なども一覧表に含めてください。
- (3) 土地の形質の変更をしようとする場所及び形質変更の内容を示した図面
  - ① 形質変更をしようとする場所の位置図（案内図）
  - ② 形質変更範囲の境界を掘削範囲と盛土範囲に区別して示した平面図  
※表面すき取り等をした後に盛土する範囲は、掘削範囲となります。
  - ③ 形質変更する深さを示した図面（立面図、断面図、横断図等）
  - ④ 公図（3ヵ月以内に発行されたもの）の写し  
※形質変更範囲の境界を赤線等で明記してください。また、公図が複数枚となる場合は、『形質変更範囲の境界を用紙1枚に示した合わせ図』を追加してください。（用紙の大きさは、日本産業規格 A4 又は A3 となるよう必要に応じて縮小して公図の合わせ図を作成してください。）
- (4) 土地の形質の変更の規模（形質変更範囲の面積）の根拠を示した書類
- (5) 形質変更を行う土地に係る登記事項証明書（3ヵ月以内に発行されたもの）の写し
- (6) 土壤形質変更確認票（ダウンロード先は、次のとおりです。）

【URL】 [https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c\\_02444.html](https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page-c_02444.html)

〔 平塚市環境保全課 届出様式ダウンロード 土壤汚染対策法に基づく届出 様式第6 〔添付〕土壤形質変更確認票 〕

※土地の形質変更に関する届出者や土地所有者等の情報及び連絡先を記載してください。

なお、土壤形質変更確認票のうち、土地所有者等情報欄は、土地所有者等別に記載し、形質変更範囲が地番の一部である場合は、その地番の一部であることを明記してください。また、国、県、市が管理等している公共用地が形質変更範囲に含まれる場合、土地所有者等情報の担当者欄には管理者等である国、県、市の担当部署の情報を記載してください。形質変更範囲に無地番が含まれる場合は、『無地番（道、水）』などを含め、すべての形質変更範囲についての情報を記載してください。

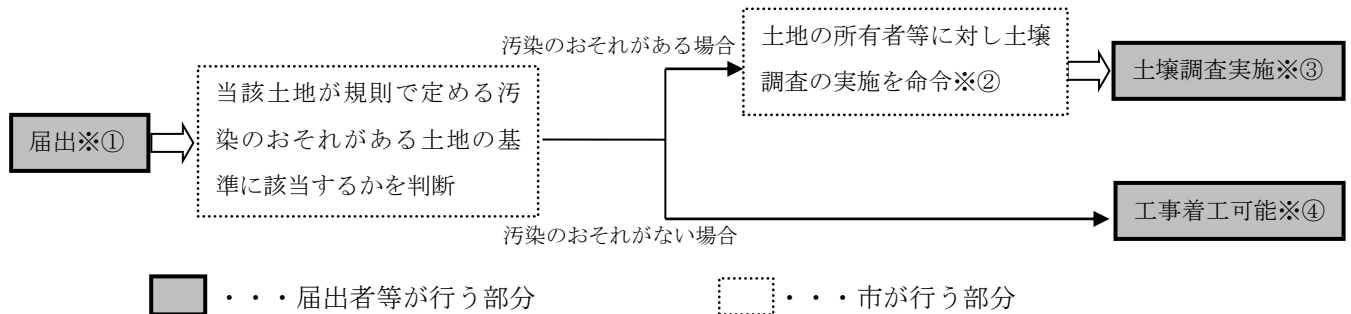
#### 4 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行うことになります。ここでいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含みません。

#### 5 届出窓口

| 所管区域  | 届出窓口                 | 届出窓口の所在地   | 電話               |
|-------|----------------------|------------|------------------|
| 平塚市全域 | 平塚市環境部環境保全課（市役所本館5階） | 平塚市浅間町9番1号 | 0463-21-9764（直通） |

#### 6 届出以降の流れ



※①法第4条第2項に基づき、あらかじめ実施した土壌調査の結果を届出に併せて提出することができます。

ただし、調査結果に不備等が認められるときは追加調査等の命令が発出されることがあります。

※②届出者が土地所有者等でない場合は、併せて届出者に対し土壌調査が必要となった旨を連絡します。

※③届出に係る形質変更は、土壌調査に係る一連の手続きが完了した後に着工してください。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じて施工方法が制限されます。

※④法に基づく土壌調査が不要と判断されることは、当該土地に土壌汚染が存在しないことを保証するものではありません。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

記載例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

平塚市長 殿

届出者

対象地番が複数ある場合は、代表地番、ほか○筆とし、別紙として、対象となる全地番と土地所有者等を記載した一覧を添付してください。  
※無地番（水、道など）が含まれる場合は、必ず記載してください。

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、  
土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、  
次のとおり届け出ます。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地  | (住所) 平塚市〇〇一丁目△番◇号<br>(地番) 平塚市〇〇一丁目◎番▽、ほか××筆<br>(別紙のとおり) |   |
| 土地の形質の変更の場所   | 別紙のとおり  |   |
| 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ   | 形質変更面積：〇〇〇㎡<br>(掘削面積：△△△㎡、盛土面積：◇◇◇㎡)<br>形質変更深さ(最大)：□□m  |   |
| 土地の形質の変更の着手予定日  | 〇年〇月〇日  |   |
| 法第3条第1項の<br>ただし書の確認を<br>受けた土地において<br>法第3条第7項<br>の規定による土地<br>の形質の変更をする<br>場合           | 工場又は事業場の<br>名称  | <div data-bbox="767 1294 1007 1473" data-label="Text"> <p>本届出書の受理日から31日目以降の日付を記載してください。</p> </div> <div data-bbox="1031 1294 1355 1473" data-label="Text"> <p>形質変更面積を記載し、掘削、盛土の内訳も記載してください。また、最大掘削深度も記載してください。</p> </div> |
| 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地  |   |   |
| 現に有害物質使用<br>特定施設等が設置<br>されている工場又は<br>事業場の敷地において<br>法第4条第1項の規定による<br>土地の形質の変更<br>をする場合 | 有害物質使用特定<br>施設が設置されて<br>いる工場又は事業<br>場の名称                | □□株式会社△△事業所   |
|   | 有害物質使用特定<br>施設の種類の                                      | 71の2 イ 洗浄施設   |
|   | 有害物質使用特定<br>施設の設置場所                                     | 別紙のとおり  |
|   | 特定有害物質の種<br>類   | 六価クロム化合物  |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。